

孤独・孤立対策に関する政府の取組

令和5年2月

内閣官房孤独・孤立対策担当室

孤独・孤立の問題の現状

○ 長引くコロナ禍の影響により、孤独・孤立がより一層深刻な社会問題となっている。自殺者数の増加などは、孤独・孤立の問題も要因の一つと考えられる。

■ 自殺者数(令和2年) : 【総数】 21,081人 (前年比912人増)
【女性】 7,026人 (前年比935人増)
【児童生徒】 499人 (前年比100人増で過去最多)

※ 令和3年(確定値)の総数は21,007人(前年比74人(約0.4%)減)
男性は13,939人(12年連続の減少)、女性は7,068人(2年連続の増加)

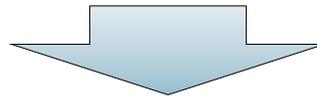
※ 令和4年(速報値)の総数は21,584人(前年比577人増)
男性は14,543人(前年比604人増)、女性は7,041人(前年比27人減)

■ DV相談件数(令和2年度) : 18万2,188件(前年度の約1.5倍)

※ 令和3年度(確定値) : 17万6,967件(前年比5,221件減)

■ 児童虐待相談対応件数(令和2年度) : 20万5,044件(前年比1万1,264件増)

※ 令和3年度(速報値) : 20万7,659件(前年比2,615件増)



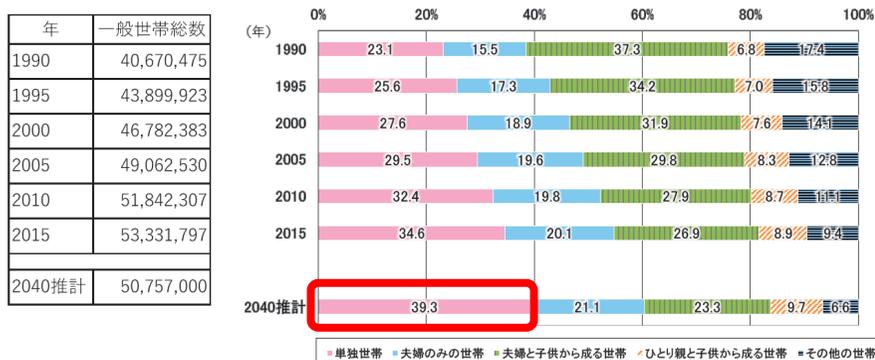
○ 令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、内閣官房孤独・孤立対策担当室を立ち上げ、政府一体となって孤独・孤立対策に取り組んでいる。

日本の世帯構造の推移

○国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）によると、

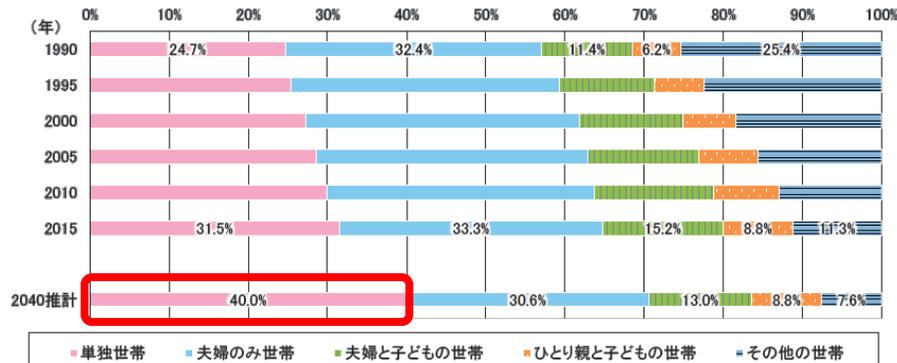
- ・単独世帯割合の増加は続き、2040年には約39%に達すると見込まれる（注：令和2年国勢調査結果では38.0%）
- ・世帯主年齢65歳以上の世帯では単独世帯が増えており、2040年には4割に達し約900万世帯となる

図表 1-6-2 一般世帯総数・世帯タイプの構成割合の推移



資料：2015年までは総務省統計局「国勢調査」、2040年推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）による。
 (注) 1990年は、「世帯の家族類型」旧分類区分に基づき集計。

図表 1-6-5 世帯主年齢65歳以上世帯の世帯タイプの推移



資料：2015年までは総務省統計局「国勢調査」、2040年推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）による。
 (注) 1990年は「世帯の家族類型」旧分類区分に基づき集計。

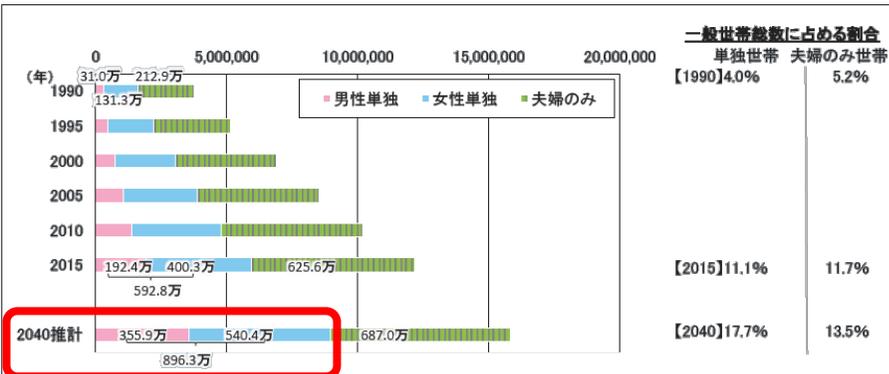
令和2年(2020年)国勢調査結果

2020年10月1日現在

	一般世帯数 (総数)	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と子供 から成る世帯	ひとり親と子供 から成る世帯	その他の 世帯
世帯数	55,704,949	21,151,042	11,158,840	13,949,190	5,002,541	4,443,336
構成比	100.0%	38.0%	20.0%	25.0%	9.0%	8.0%

出典：令和2年厚生労働白書(図表1-6-2,1-6-5,1-6-6)
 総務省「令和2年国勢調査」

図表 1-6-6 世帯主年齢65歳以上の単独世帯・夫婦のみ世帯の世帯数の推移

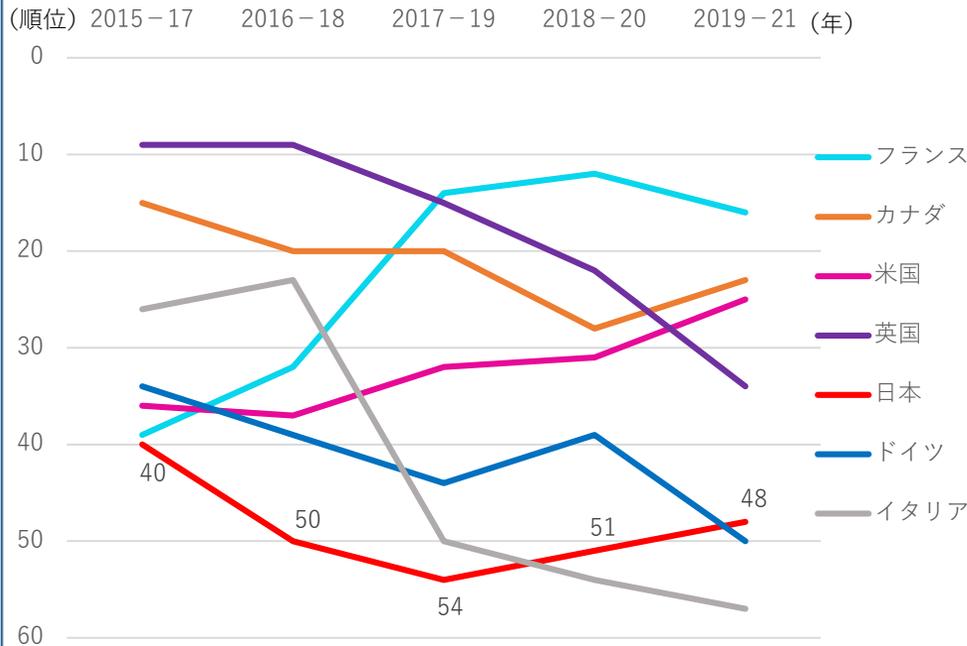


資料：1990年から2015年までは総務省統計局「国勢調査」、2040年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（平成30年推計）」による。
 (注) 1990年は「世帯の家族類型」旧分類区分に基づき集計。

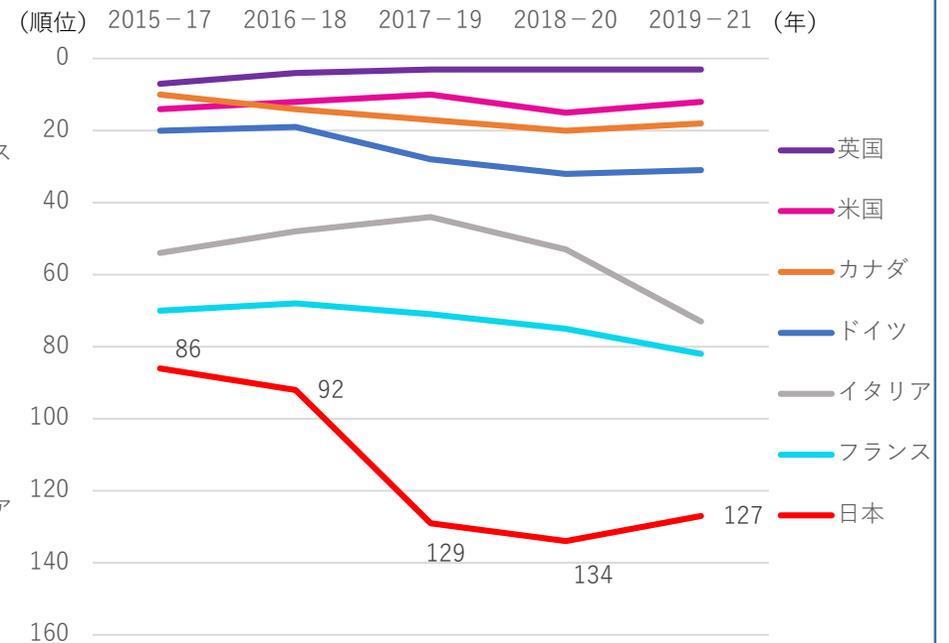
世界幸福度報告（社会関係資本に関する指標）

- 国連の「世界幸福度報告（World Happiness Report）」において、幸福度に影響を与える要因のうち「社会的支援」と「寛容さ」については、社会関係資本に関する指標と見なされることが多い。
- 日本は、「社会的支援」については近年50位前後で推移しており、G7の中では下位グループに位置している。また、「寛容さ」については近年130位前後で推移しており、G7の中では最も順位が低い。

「社会的支援」に関する指標の国別順位の変遷



「寛容さ」に関する指標の国別順位の変遷



(備考)

1. 国連「世界幸福度報告（World Happiness Report）」より作成。「社会的支援（Social support）」は、「困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか、いないか」という二者択一の質問への回答を平均したもの。「寛容さ（Generosity）」は、「過去1か月間に慈善団体に寄付をしたか」という質問への回答の平均を一人当たりGDPで調整したもの。

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

（2）包摂社会の実現

（孤独・孤立対策）

「孤独・孤立対策の重点計画」⁵⁸の施策を着実に推進するとともに、さらに全省庁の協力による取組を進める。実態調査結果を踏まえた施策の重点化と「予防」の観点からの施策の充実を図り、重点計画に適切に反映する。いわゆる「社会的処方」の活用、ワンストップの相談窓口の本格実施に向けた環境整備、食・住など日常生活での孤独・孤立の軽減、ひきこもり支援に資する支援策の充実とともに、アウトリーチ型のアプローチや同世代・同性の対応促進のための取組を推進し、確実に支援を届ける方策を講ずる。官民一体で取組を推進する観点から、国の官民連携プラットフォームの活動を促進し、複数年契約の普及促進等によりNPO等の活動を継続的にきめ細かく支援するとともに、地方における官民連携プラットフォームの形成に向けた環境整備に取り組む。あわせて、支援者支援など孤独・孤立対策に関するNPO等の諸活動への支援を促進する方策の在り方を検討する。

若者・女性の自殺者数の増加に対するSNSを含むきめ細かい相談支援など、見直しが予定されている「自殺総合対策大綱」⁵⁹に基づき、自殺総合対策を推進する。

⁵⁸ 令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定。

⁵⁹ 平成29年7月25日閣議決定。

孤独・孤立対策のこれまでの主な取組

政府一体となって対策を推進

- 長引くコロナ禍の影響により、孤独・孤立の問題が社会問題として一層深刻化・顕在化
→ 令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進
→ 孤独・孤立対策推進会議（全省庁の副大臣で構成）を開催し、総合的・効果的な対策を検討・推進

関係予算による施策の推進

- 令和3年3月、孤独・孤立対策に取り組むNPO等を対象に、予備費等を活用した約60億円の緊急支援策
- 孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対し、支援対象やスキームの拡充強化を図りながら、令和4年度予算と令和3年度補正予算を合わせて、安定的・継続的に支援
- 令和4年4月の総合緊急対策及び12月の総合経済対策で、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援、孤独・孤立対策のための環境整備
- 令和5年度予算と令和4年度第2次補正予算を合わせて、60億円を超える規模で安定的・継続的に支援

NPO等との連携・意見聴取

- 「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」を令和3年2月に開催
- 「孤独・孤立に関するフォーラム」を令和3年6月～11月に計10回開催（うち3回は地方開催）
- 「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を令和4年2月25日に設立
- 令和4年4月の総合緊急対策及び令和4年12月の総合経済対策で、地方版孤独孤立対策官民連携プラットフォームの推進、関係団体が連携して統一的に24時間相談を受け付ける窓口体制の推進

情報発信の充実

- 孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化し、情報発信するホームページを作成
 - ・ 18歳以下向けのページを令和3年8月17日に先行公開
 - ・ 一般向けのページを令和3年11月2日に公開
- 「あなたはひとりじゃない～声をあげよう、声をかけよう」キャンペーンの開催（令和4年2月～6月）

施策の更なる充実

- 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を令和3年12月より実施
→ 令和4年4月に結果を公表し、施策に反映
- 孤独・孤立対策の重点計画を令和3年12月に策定（フォーラムや有識者会議での意見を反映）
→ 孤独・孤立の実態調査結果や官民連携プラットフォームの検討成果等を踏まえ、令和4年12月に改定

孤独・孤立対策推進会議

- 社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について、政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進するため、開催
(令和3年3月12日 内閣総理大臣決裁、12月24日改正:「連絡調整会議」から「推進会議」へ名称変更等)
- 孤独・孤立対策担当大臣を議長とし、全省庁の副大臣で構成

会議構成員

議長 孤独・孤立対策担当大臣

構成員 孤独・孤立対策担当大臣を補佐する内閣府副大臣

内閣府特命担当大臣（金融）を補佐する内閣府副大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）を補佐する内閣府副大臣

デジタル副大臣

復興大臣の指名する復興副大臣

総務大臣の指名する総務副大臣

法務副大臣

外務大臣の指名する外務副大臣

財務大臣の指名する財務副大臣

文部科学大臣の指名する文部科学副大臣

厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣

農林水産大臣の指名する農林水産副大臣

経済産業大臣の指名する経済産業副大臣

国土交通大臣の指名する国土交通副大臣

環境大臣の指名する環境副大臣

防衛副大臣

警察庁次長

孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援（令和5年度予算案・令和4年度第2次補正予算）

孤独・孤立対策の取組モデルの構築【内閣官房】

- ・ NPO等が主体となった孤独・孤立問題に対する日常生活環境での早期対応や予防に資する取組モデルや中間支援組織を通じた孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援モデルの構築を新たに実施。
 - 地域における孤独・孤立対策実証調査 1億円(R4補正)
 - 孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査 1億円(R5)

こどもの居場所づくり【内閣府、内閣官房・厚生労働省】

- ・ NPO等が行うこどもの居場所づくりに係る地方公共団体による支援について、食事、食材等の提供を行う支援を強化するため補助上限を引上げ。
 - 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業(地域子供の未来応援交付金) 20億円(R4補正)
- ・ NPO等が行う居場所づくり等への効果的な支援方法等を検討するためのモデル事業を創設。
 - NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業 2億円(R4補正)

女性に寄り添った相談支援【内閣府】

- ・ 地方自治体がNPO法人等の知見を活用して行う、不安や困難を抱える女性に寄り添った相談事業等への支援。また、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げ、男女共同参画社会を実現するため、男性の孤独・孤立の悩みなどに係る「男性相談支援」を新規メニューとして追加。
 - 地域女性活躍推進交付金
 - ✓ 寄り添い支援型プラス、つながりサポート型、男性相談支援型 3億円(R4補正)
 - 1億円(R5)

生活困窮者等支援・自殺防止対策【厚生労働省】

- ・ 孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等に対する支援活動を行うNPO法人等の取組への支援を継続。
 - 生活困窮者等支援民間団体活動助成事業 5億円(R4補正)
- ・ NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を継続。
 - 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 10億円(R4補正)
 - 地域自殺対策強化交付金 3億円(R5)

フードバンク支援・食育の推進【農林水産省】

- ・ こども食堂等への食品の提供を行うフードバンクの食品受入れ・提供の拡大や、食品供給元の確保等の課題を解決するための専門家を派遣する支援の予算を拡充。
 - 食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業 3億円(R4補正)
 - 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援 1億円(R5)
- ・ こども食堂等の共食の場の提供やこども宅食における日本型食生活の普及・啓発などの食育の取組の支援を強化。
 - 消費・安全対策交付金のうち「地域での食育の推進」 5億円(R4補正)

住まいの支援【国土交通省】

- ・ NPO等の居住支援法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する入居相談や見守り等の活動への支援の予算を拡充。
 - 居住支援協議会等活動支援事業 2億円(R4補正)
11億円(R5)

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤として令和4年2月に設立。

主な活動

1. 複合的・広域的な連携強化活動

(1) 分科会開催

- ・孤独・孤立に係る課題等のテーマ毎に分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論。
分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方
分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」
分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

(2) 孤独・孤立に関する現場課題ワークショップ

- ・孤独・孤立対策に関する実務者が日々の実践から感じる現状や課題に対する対応策を議論。
・R4.3.30 ワークショップ「多様な各種の居場所“の多様性と種別について”を開催

(3) 自治体実務相談事業

- ・孤独・孤立対策の専門家が現状を聞き取り、実現可能な方向性をともに考え、助言

2. 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

○より多くの方に孤独・孤立対策を認識してもらうため、理念や連携の事例、実態把握調査の結果などに関するシンポジウムを令和4年度内に複数回開催予定。

- ・R4.6.21 第1回「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果に見る課題の背景と取組」
- ・R4.10.26 第2回「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」
- ・R4.12.20 第3回「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」

3. 情報共有、相互啓発活動

(1) 会員向け情報共有・情報発信

- ・関係団体の活動紹介や支援情報などをメールマガジン形式で3月下旬から週1回程度発信。
- ・プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問しご紹介する「事務局訪問記」を実施。

(2) 孤独・孤立に関する調査

- ・孤独・孤立に資するNPO法人等への調査の実施（令和4年度）など

体制

※会員数385団体
(令和5年1月16日時点)

会員 (243)

総会

全国又は特定の地方において孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体、関係府省庁等

幹事会

- ・会員の中から選出
- ・総会へ議案提出等運営に必要な事項を実施

協力会員 (118)

経済団体、地方自治体など本会活動を協力する団体
※都道府県・政令指定都市は全て会員登録済

賛助会員 (24)

民間団体・助成団体等など本会活動を支援する団体

1. はじめに

- 「**孤独・孤立対策の重点計画**」(R3.12.28)の基本方針(1)をテーマとして、「**支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会**」に向けて、「**孤独・孤立の理解・意識や機運を社会全体で高める取組の在り方**」を検討。
(※方針(1) : 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする)

2. 検討の視点

- 「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査 (R3)」の結果を踏まえ、以下の**3つの視点から課題と対応策を検討**。
 - ① **制度を知らない層**
 - ② **制度は知っているが相談できない層**
 - ③ **相談者 (相談を受ける人) になりうる層**

3. 現状と課題

&

4. 対策案

※ **対策案**については、**速やかに取り組むことが基本**であるが、**中長期的に取り組むものも含め、以下のようなことが考えられる**。

① 制度を知らない層

当事者や家族に必要な情報が届くよう、**制度・情報に触れる機会の増加**が必要

- 「**プッシュ型**」、「**アウトリーチ型**」による**予防的な関わり**強化 (※転入・転出、母子健康手帳交付時等)
- 制度や相談先の情報サイトやポータルサイト等を公共機関等のHPに掲載
- 検索連動型の広告・ポスター
- **孤独・孤立対策強化月間・週間**
- 地域で制度を学ぶ・周知の機会 等

② 制度は知っているが相談できない層

相談ハードルを下げる、相手への迷惑負担への配慮、**遠慮・我慢をなくす**ことが必要

- 制度や相談機関と接する機会の増加
- **申請負担感の削減** (**オンライン化**等)
- イベントやキャンペーンによる効果的な周知
- 孤独・孤立対策強化月間・週間
- **制度活用は権利**であることの**認識周知**
(例 : アウティング防止、「主訴がわからない=どうしたらよいかわからない状態」者への広告)
- **行政と民間団体の連携**促進 等

③ 相談者 (相談を受ける人) になりうる層

社会的理解や関心、関われるタイミングやきっかけ、**ためらいの弊害の除去**が必要

- 身近な**実践者の事例紹介**
- 様々なライフステージにて支え手になる方法を学ぶ活動の実施
- **認知症ヘルパー養成事業**のような**仕組み創設**
(※2005年開始、1,391万人 (R4.6末)、全国統一のテキストによる90分程度の講座)
- **ゲートキーパー**等の**既存の取組を推進**
- コーディネートやサポート体制の整備 等

④ その他

- 支援に関わる者は、孤独・孤立の実態 (実態調査の結果等) を基礎知識として備えておくことが必要。
- **地方版官民連携プラットフォームを活用した好事例の構築・全国への普及**、自治体の幹部を含めた理解促進が重要。

5. おわりに

- 「4.対策案」は、**広く官民が連携**し、**相談者になりうる層の育成を基盤**にして孤独・孤立対策強化月間等に集中的に取り組むことが効果的。
- **分科会 1**としては、各種取組の進捗を確認しながら、**孤独・孤立の社会環境の変化や実態を把握しつつ、さらに検討**。
- なお、「**プッシュ型**」「**アウトリーチ型**」の支援については、**分科会 2、分科会 3**の議論とも連携しながら検討。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会2：きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方

中間整理の概要

令和4年11月9日

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、**切れ目なく息の長いきめ細かな支援**（①）や、**地域における包括的支援**（②）を推進するため、**各主体の役割や責務**（③）、**各主体間の連携**（④）の在り方を整理

社会背景

○ 「孤独・孤立」が生まれやすい社会になっている

単独世帯:16.5%（1960年）→38%（2020年）、39.3%（2040年(推計)） / 非同居家族や友人との直接対話：全くない11.2% 月1回未満15.2% 月1回程度13.8% 等

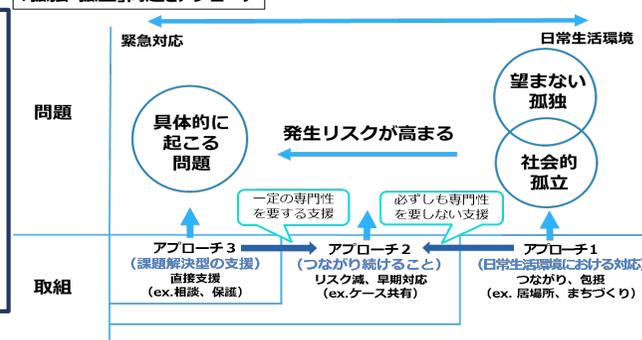
○ 家族、雇用、地域社会のつながり・支え合いの機能が低下

⇒ 孤独・孤立に対し、**どのように支援を届けられるか**。孤独・孤立に至る前に、**どのような支援や社会の環境整備を行うことで「日常」を支えられるか**。

何を行っていくべきか（①）

- 当事者や家族等の目線・立場に立ち、個々のニーズに即した「**きめ細かな**」支援を前提として、
 - ・ 分野間、支援種別間、支援主体間での連携・つながりにより、「**切れ目なく**」支援
 - ・ 伴走型で支援する場合やライフステージをまたいで長期化する場合、「**息の長い**」支援が求められる。
- 「**課題解決型の支援**」と「**つながり続けること**」を両立させることが、**セーフティネットの構築**である。
- 緊急時対応のみならず、「**日常生活環境における対応**」が**予防や早期対応の観点からも重要**。
 - ・ 緊急時対応を中心とした**他分野・他施策の基盤の強化**にもつながる。
 - ・ **当事者を含め広く多様な主体**が関わるようにし、**人とのつながりや信頼が醸成**され、**全体としてセーフティネットが形成**されていくような「**豊かな地域づくり**」を進めていくことが重要。

「孤独・孤立」問題とアプローチ



支援の場となる「地域」、支援を担う「施策」と「主体」をどう考えるか（②）

- 【地域】「小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位」が基本。事例に応じて広域的な利用が可能となるような自治体間・民間団体間の連携も必要。
- 【施策】福祉を中心としつつ、保健医療、雇用・就労、教育、子育て、住まいなど 【主体】国、地方(特に基礎自治体)、社協・社福等、住民組織、地域住民等
- 専門家や非専門家の**人材の確保・育成・支援、分野を超えた連携体制**。ケースに応じて、**地域を超えた支援体制**により当事者等を受け入れる環境整備。
 - 複数の主体が関わって支援を行う際に**情報共有**。**DXの視点**（デジタル・ITツールの効果的活用、手続きのオンライン化による効率化等）も考えられる。

支援を担う各主体の役割と連携をどう考えるか（③④）

制度内	【国(地方)】各府省の施策に孤独・孤立対策の視点、実態に即した施策の推進、地方版プラットフォームの推進等を通じた 地方自治体の取組の後押し
制度外	【民間企業、NPO、社協、社福、住民互助組織等】 日常の様々な分野 （文化・芸術・スポーツなど）で「ゆるやかな」つながりを築けるような場づくりを多様な形で推進 【国、地方】「つながり」の場づくり自体を 施策として評価 、本来の政策目的による施策を推進して 取組自体を孤独・孤立対策にも資するとして評価 【行政、民間】 市民による自主的な活動やボランティア活動 について、 活動の活性化や参加意識の向上 を促進
制度内外の境界	【行政、民間】 強みを活かす形で適切な組合せ により対応（制度外での民間活動の評価や制度の弾力的運用）、新たな課題に 官民で対話
連携	【行政、民間】 対等なパートナーシップの構築 （行政を中核とした「 垂直型連携 」ではなく、参画する関係者が対等に相互につながる「 水平型連携 」）

※ 施策・事業の運用改善などについて、引き続き議論

原油価格・物価高騰等総合緊急対策における孤独・孤立対策（概ね20億円の内訳）

1 各種支援策を届けるための体制強化等 【内閣官房】

○ 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進

・国が地方プラットフォームの整備を後押しすることで、迅速に連携強化を実現していくと同時に、地域の実情に応じた効果的な連携の進め方のモデルを開発し、連携基盤の全国への波及を推進。

○ 統一的な相談窓口体制の推進

・関係団体が連携して統一的に24時間相談を受け付ける新たな窓口体制を緊急にモデルとして稼働させ、効果的な連携を推進。

○ 孤独・孤立対策ホームページの充実・強化

・ウェブサイトが多言語化することで、国内に居住等している外国人についても、各種の支援を受けやすい環境を緊急に整備。

10億円

2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援の拡充【関係府省】

フードバンク支援【農林水産省】

- ・子ども食堂等への食品の提供を行うフードバンクの活動強化に向け、食品供給元の確保等の課題解決に資する専門家派遣等を実施。
➢ フードバンク活動強化緊急対策事業（新規） **1億円**

住まいの支援【国土交通省】

- ・NPO等の居住支援法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する入居相談や見守り等の活動への支援を実施（一部既定経費での対応）。
➢ 居住支援協議会等活動支援事業(R3補正:1億円、R4当初:9億円) **3億円**

生活困窮者等支援【厚生労働省】

- ・孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等に対し、食料の提供等の支援活動を行うNPO法人等の取組を支援。
➢ 生活困窮者等支援民間団体活動助成事業(R3補正:5億円) **1億円**
- ・NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援について、交付対象を明確化した上で、追加募集を実施(※)。
※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(R3補正:10億円)

女性に寄り添った相談支援【内閣府】

- ・地方自治体が、NPO法人等の知見を活用して行う、コロナ禍で困難や不安を抱える女性に寄り添った相談事業等について、国が財政支援するための予算を拡充。
➢ 地域女性活躍推進交付金 寄り添い支援型プラス、つながりサポート型 (R3補正:3億円、R4当初:2億円) **2億円**

子供の居場所づくり【内閣府】

- ・NPO等が行う子供の居場所づくりに係る地方公共団体への支援を強化するため、補助基準額を引上げ(最高250万円→300万円)(既定経費での対応)。
➢ 地域子供の未来応援交付金 (R3補正:20億円、R4当初:1億円) **3億円**

総合経済対策における孤独・孤立対策

1 各種支援策を届けるための環境整備 【内閣官房】

○ 地域における孤独・孤立対策のモデル構築

・地方自治体が主体となった地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備を通じた連携モデルを構築し、全国展開を推進。

○ 孤独・孤立相談ダイヤルの試行

・相談機関の連携を強化した相談窓口を設け、孤独・孤立に関する様々な相談を受けつつ、相談データの整理、分析、検証を行い、本格稼働に向けたモデルを構築。

○ 声を上げやすい社会の実現に向けた広報の強化

・官民連携プラットフォーム分科会の検討結果等を踏まえ、広報活動や普及啓発等を強化。

7億円

2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援【関係府省】

地域における取組モデル構築を通じた支援【内閣官房】

・NPO等による孤独・孤立問題に対する日常生活環境での早期対応や予防に資する先駆的な取組への支援を新たに実施。
【地域における孤独・孤立対策実証調査（新規）】 **1億円**

こどもの居場所づくり【内閣府、内閣官房・厚生労働省】

・NPO等が行うこどもの居場所づくりに係る地方公共団体による支援について、食事、食材等の提供を行う支援を強化するため補助上限額を引上げ。
【地域子供の未来応援交付金】 **20億円**
・NPO等が行う居場所づくり等への効果的な支援方法等を検討するためのモデル事業を創設。
【NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業（新規）】 **2億円**

女性に寄り添った相談支援【内閣府】

・地方自治体がNPO法人等の知見を活用して行う、不安や困難を抱える女性に寄り添った相談事業等への支援。また、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げ、男女共同参画社会を実現するため、男性の孤独・孤立の悩みなどに係る「男性相談支援」を新規メニューとして追加。
【地域女性活躍推進交付金】 **3億円**

生活困窮者等支援・自殺防止対策【厚生労働省】

・孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等に対する支援活動を行うNPO法人等の取組への支援を継続。
【生活困窮者等支援民間団体活動助成事業】 **5億円**
・NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を継続。
【新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金】 **10億円**

フードバンク支援・食育の推進【農林水産省】

・こども食堂等への食品の提供を行うフードバンクの食品受入れ・提供の拡大や、食品供給元の確保等の課題を解決するための専門家を派遣する支援の予算を拡充。
【食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策】 **3億円**
・こども食堂等の共食の場の提供やこども宅食における日本型食生活の普及・啓発などの食育の取組の支援を強化。
【消費・安全対策交付金のうち「地域での食育の推進」】 **5億円**

住まいの支援【国土交通省】

・NPO等の居住支援法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する入居相談や見守り等の活動への支援の予算を拡充。
【居住支援協議会等活動支援事業】 **2億円**

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の推進

- 孤独・孤立問題の深刻化に備え、地方自治体でも支援団体の連携による対応が急務。一方、複合的事案が多く、既存の政策的対処では困難であり、地方自治体の取組に大きな差が見られる。
- 本事業は、地方自治体において連携強化の実証事業に取り組み、得られたノウハウや留意点などを報告書にまとめ、全国の地方自治体に共有することで、孤独・孤立対策の取組強化を目指す。

実施体制

- 地方自治体は、地域の実情を踏まえ、プラットフォームを設置。構成団体は、新たな社会的なつながりを支援する団体を中心に選出。
- 国は委託事業者とともに、地方自治体の活動をきめ細かく側面支援し、調査・分析を実施。

実証事業

各自治体の現状に応じ実施（◎は必須）

- 官民連携プラットフォームの設置 ◎
- 地域住民への周知、情報発信 ◎
- 支援団体間の連携による試行的事業◎
- 地域内の実態把握と相互理解
- 人材確保・育成を目指す研修実施

地方自治体の孤独・孤立対策の取組を強化

孤独・孤立相談ダイヤル（統一的な相談窓口体制の推進）

- 長引くコロナ禍や物価高騰等を踏まえ、**孤独・孤立で悩む方へのきめ細やかな対応**が課題。
- 孤独・孤立に関する**個人の悩みは複雑化・多様化**。一方、**相談窓口は分野やエリアに応じた様々なもの**が存在。
- 相談窓口へのアクセスの容易化、相談ニーズへの迅速な対応のため、**NPOなど関係団体が連携して、統一的に24時間相談を受け付ける窓口体制（「孤独・孤立相談ダイヤル」#9999）や**相談と支援をつなぐ連携の強化**を試行中。**

実施体制

- 官民連携プラットフォームの担当幹事団体が本試行の実施に向けて企画、検討。
- 相談対応、地域での支援については、官民連携プラットフォーム加入団体が協力。
- 関係省庁、電気通信事業者、各自治体、警察、自立相談支援機関等の協力を得て実施。
- 音声ガイダンスにより、利用者が分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげる。

実施状況

7月7日～7月14日	第1期試行
8月30日～9月6日	第2期試行
12月1日～2日	いのちの日に試行
12月28日～1日4日	年末年始に試行

※試行終了後、分析、検証、プラットフォーム分科会で今後の方策の検討

第1期の状況

- 呼出件数：**14,678件**、接続完了：**3,823件**、**応答率：26.0%**
- **利用者が選択した分野**は、以下の順に多かった。
①**孤独・孤立での悩み** ②**死にたいほどつらい気持ち** ③**生活困窮**
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：38件
- 相談者の年代（推定）は、中高年の利用が8割。
- 相談の類型は、心の病気や不調、自分の悩みを話せる場所がない、暮らし・お金、家庭や家族、同居人との関係、死にたい・消えたい気持ちの順に多かった。

第2期の状況

- 呼出件数：**10,353件**、接続完了：**1,998件**、**応答率：19.3%**
- **利用者が選択した分野**は、以下の順に多かった。
①**孤独・孤立での悩み** ②**死にたいほどつらい気持ち** ③**生活困窮**
- **応答率**は、**孤独・孤立：27.3%（10.5%）**（※（ ）は第1期）
死にたいほどつらい気持ち：78.6%（86.9%）
生活困窮：47.1%（12.6%）
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：30件

12月1日（いのちの日）の状況

- ねらい：**いのちの日に合わせ、「孤独・孤立での悩み」に特化した相談日とし、広く協力を募り体制を強化するとともに、体制強化と合わせ、効果的に広報。**
- 呼出件数：**813件**、接続完了：**489件**、**応答率：60.1%**
（参考）18歳以下 呼出件数 65件（49件）
- **利用者が選択した分野の応答率**は、
18歳以下：**60.0%（26.5%）**（※（ ）は第2期）
18歳より上：**78.4%（27.3%）**
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：12件

年末年始の状況

- ねらい：既存の窓口の多くが閉まり、**利用者のニーズが高まる時期であることも踏まえて実施。**
- 呼出件数：**26,567件**、接続完了：**1,165件**、**応答率：4.4%**
- **利用者が選択した分野の応答率**は、18歳以下：**57.8%**
孤独・孤立：6.1% 等
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：17件

⇒ **統一的・総合的な相談支援体制の本格実施に向け、取組を継続**

- 孤独・孤立で悩んでいる方向けに、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化し、情報発信するウェブサイトを作成し、チャットボット（自動応答システム）により、相談者を適切な支援制度や相談先へご案内している。
- 関係省庁から登録された相談先等を本ウェブサイトでご案内している。

概要

孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化し、情報発信するウェブサイトを作成。



<主な機能>

(1) チャットボット（自動応答システム）の導入

- ・ 自動応答により相談者を適切な支援制度や相談先へ案内
- ・ 案内先関係府省の支援制度や相談窓口をあわせて約150をカバー

(2) チャットボット利用結果をPDF様式で出力可能に（令和4年4月以降）

- ・ 利用者の備忘録、自治体の相談窓口等において自らの状況を説明する手助け

内閣官房孤独・孤立対策担当室
孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボット利用結果

相談項目	子育て
相談内容（詳細①）	子ども・子育てについて相談したい
相談内容（詳細②）	子育て中の方と交流する場を知りたい
支援制度・相談窓口	「地域子育て支援拠点事業」
概要	乳幼児やその保護者の方同士が交流する場所を開設し、子育てに関する相談・助言や情報提供、講習会の開催などを行っています。
対象者/申請先/相談先	【申請先】お住まいの市区町村 詳しい申請については、「お住まいの市区町村 地域子育て支援拠点事業」と検索してみてください。
メモ (ご自身の状況を書き添えるなど、適宜ご利用下さい。)	

※チャットボットとは、約150の国の支援制度・窓口の中から、悩みに応じたものを案内する自動応答システムのこと。孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」(<https://notalone-cas.go.jp/>)に掲載。
※利用結果は、制度や相談の窓口にお持ちいただくなど、御自身の状況をお話しする際などにお役立てください。

支援制度・相談窓口の御担当者様へ

孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボット利用結果は、悩みを抱えている方の選択に対する自動応答の結果であり、悩みの内容と活用できる可能性のある支援制度・相談窓口を示しています。また、本結果は、悩みを抱えている方と自治体等の支援制度・相談窓口の御担当者様とのコミュニケーションを円滑にする目的で作成しています。本結果をお持ちの方が相談に来られた際には、上記の支援制度・相談窓口の御案内、または、より適切な支援がある場合には、そちらの御案内をしていただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房孤独・孤立対策担当室

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和3年）

調査結果のポイント

内閣官房孤独・孤立対策担当室

調査の背景

- 長引くコロナ禍の影響により、孤独・孤立の問題が社会問題として一層深刻化・顕在化する中、令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進（令和3年12月に「孤独・孤立対策の重点計画」を策定）
- 施策の推進に当たり、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、令和3年12月に政府初となる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施（調査は統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施）

調査の実施概要

正式名称	人々のつながりに関する基礎調査
調査目的	我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ること
調査対象	全国の満16歳以上の個人：2万人（無作為抽出による）
調査方法	内閣官房から調査対象者あてに調査書類を郵送。調査対象者はオンライン又は郵送により回答（※調査は株式会社サーベイリサーチセンターに委託して実施）
調査期日	令和3年12月1日（調査への回答期限：令和4年1月21日）
調査事項	孤独や孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等（全27問）
回答数	調査書類の配布数：20000件 有効回答数：11867件（有効回答率59.3%）
結果公表	令和4年4月8日※

※調査結果は内閣官房孤独・孤立対策担当室WEBサイト（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/index.html）及び政府統計ポータルサイト（<https://www.e-stat.go.jp/>）に掲載

孤独の把握方法・孤独の状況

- **孤独という主観的な感情をよりの確に把握**するため、この調査では**2種類の設問を採用**。

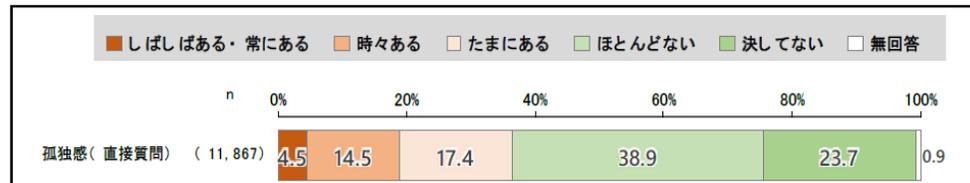
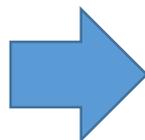
①直接質問

- 直接的に孤独感を質問。直接質問の結果、**孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.5%、「時々ある」が14.5%、「たまにある」が17.4%**であった。一方で孤独感が「ほとんどない」と回答した人は38.9%、「決してない」が23.7%であった（図1）

【図1】孤独の状況（直接質問）

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

1 決してない	4 時々ある
2 ほとんどない	5 しばしばある・常にある
3 たまにある	



(参考①) 英国の状況（直接質問）

英国政府の統計調査（Community Life Survey 2020/21）では、**孤独感が「しばしばある・常にある」は6%、「時々ある」が19%、「たまにある」が23%**という結果が公表されている。※上記調査では小数点以下を四捨五入した整数を公表している。また、調査方法等が異なるため、比較には注意が必要である。

②間接質問

- 孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定する「UCLA孤独感尺度」に基づく質問。3つの設問への回答を点数化し、その合計スコア（本調査では最低点3点～最高点12点）が高いほど孤独感が高いと評価。間接質問の結果、**合計スコアが「10～12点」の人が6.3%、「7～9点」の人が37.1%**であった。一方で「4～6点」の人が37.4%、「3点」の人が18.5%であった（図2）

【図2】孤独の状況（間接質問）

①あなたは、自分には人とのつきあがないと感じることがありますか。

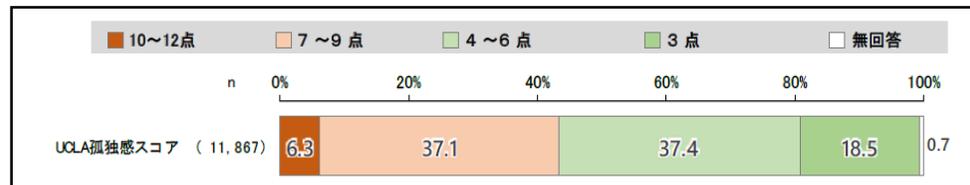
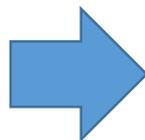
1 決してない	3 時々ある
2 ほとんどない	4 常にある

②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。

1 決してない	3 時々ある
2 ほとんどない	4 常にある

③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

1 決してない	3 時々ある
2 ほとんどない	4 常にある



(参考②) 英国の状況（間接質問）

英国政府の統計調査（Community Life Survey 2020/21）では3つの回答選択肢（3件法）を用いており、最低点3点～最高点9点の範囲で、**8点又は9点の人が9%**という結果が公表されている。→「参考③」参照

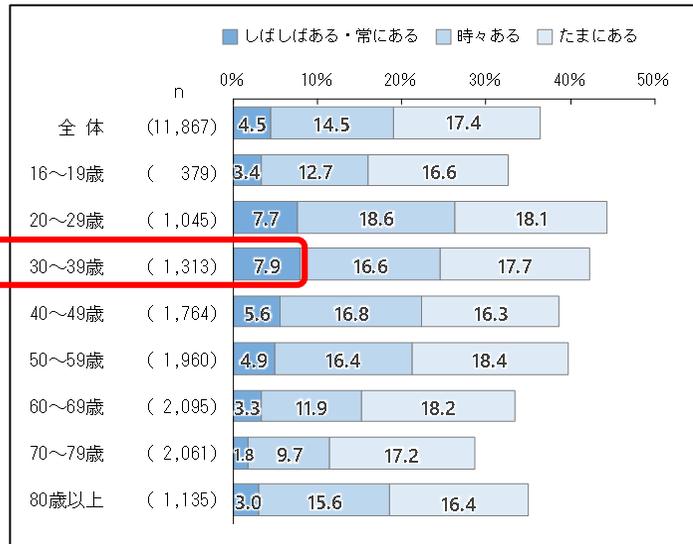
(参考③) UCLA孤独感尺度

カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）の研究者が孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定しようと考案したもの。本調査では上記の3項目の設問について、それぞれ4つの回答選択肢（4件法）を設定。「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点とし、その合計スコアにより孤独感の高さを測定。なお、調査によって尺度がアレンジされることがあり、英国では「しばしばある」（3点）、「時々ある」（2点）、「ほとんど・決してない」（1点）の3つの回答選択肢（3件法）を設定。

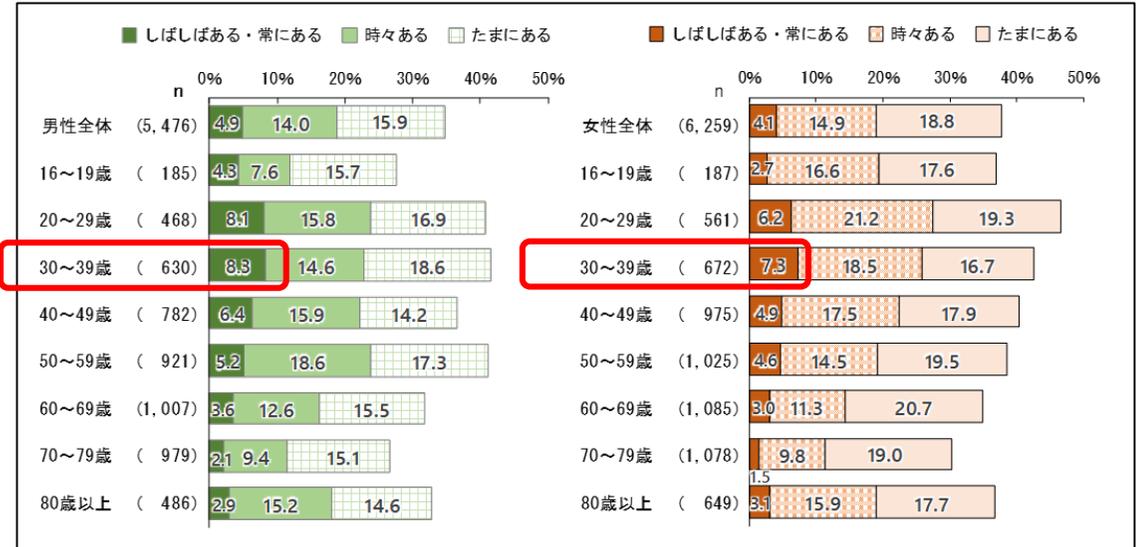
孤独の状況（孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合）

- 年齢階級別の割合は「30歳代」が最も高く、7.9%であった。一方、最も低いのは「70歳代」で1.8%であった（図3）
- これを男女別にみても、男女ともに「30歳代」が最も高く、男性が8.3%、女性が7.3%であった。その割合が最も低いのは男女ともに「70歳代」で男性が2.1%、女性が1.5%であった（図4）

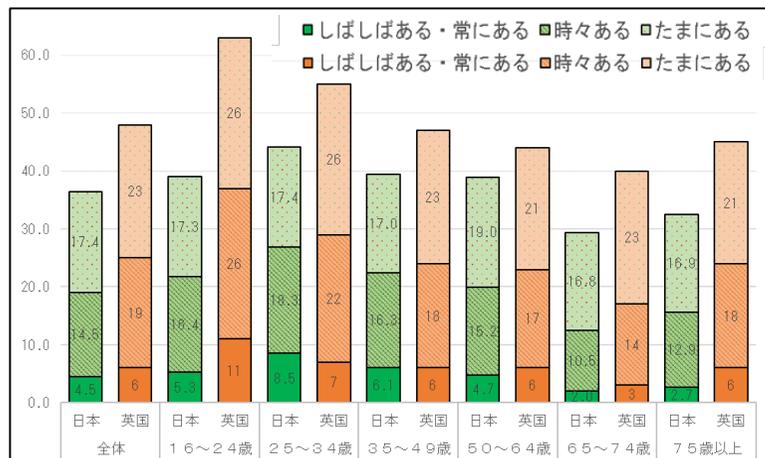
【図3】年齢階級別孤独感



【図4】男女、年齢階級別孤独感



【参考図】年齢階級別孤独感・英国との比較 (%)



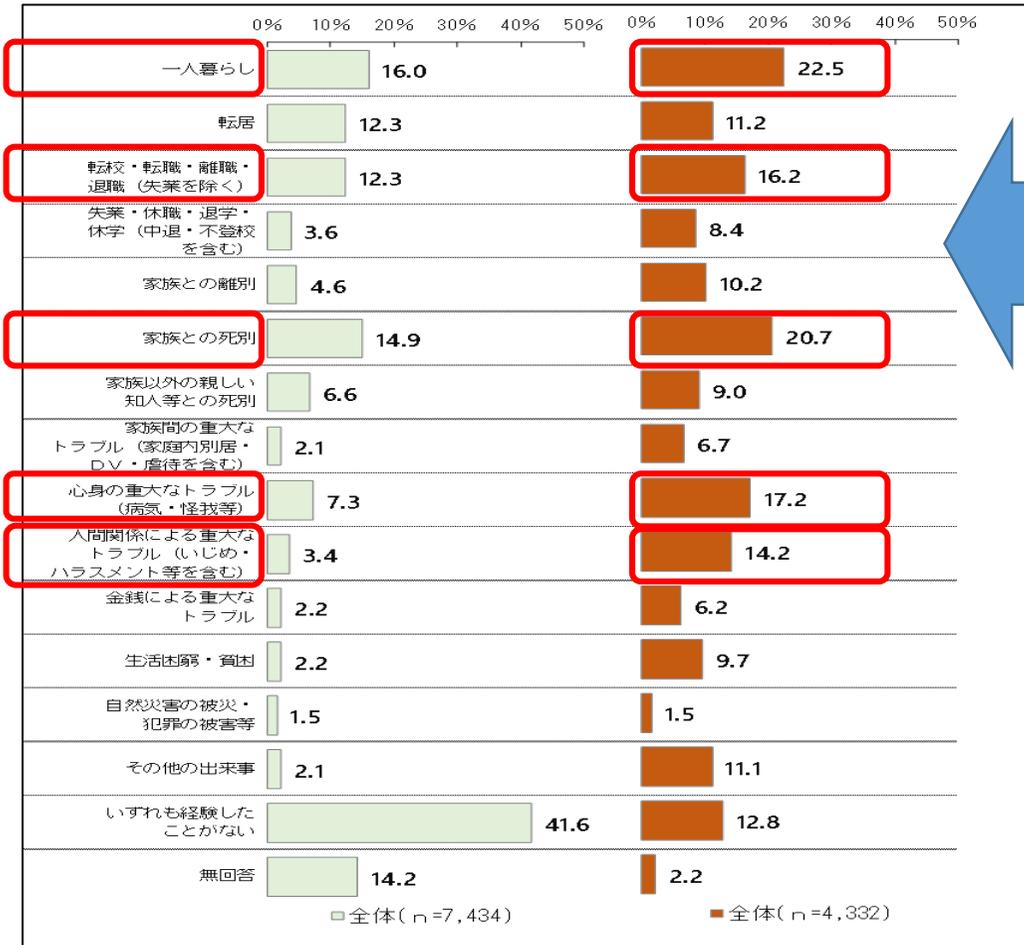
- 参考として、本調査と英国政府の統計調査（Community Life Survey 2020/21）における年齢階級別孤独感を比較。英国では16~24歳の年齢階級で孤独感が高くなっている。

※英国との比較のため、年齢階級は英国の調査に合わせている。

孤独の状況（現在の孤独感に至る前に経験した出来事）

- 孤独感が「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答した人がその状況に至る前に経験した出来事としては、「一人暮らし」、「転校・転職・離職・退職（失業を除く）」、「家族との死別」、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」、「人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）」を選択した人が多かった。

【図5】現在の孤独感に至る前に経験した出来事（複数回答）



○図5の右側のグラフは孤独感が「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答した人がその状況に至る前に経験した出来事を集計したものである。

○図5の左側のグラフは孤独感が「決してない」、「ほとんどない」と回答した人がその状況に至る前に経験した出来事を集計したものである。

※経験した出来事を全て選択する複数回答方式による。

孤立の把握方法

- 孤立については、国内の先行研究などを参考に①社会的交流（家族・友人等との交流）、②社会参加（PTA活動、ボランティア活動、スポーツ・趣味等の人と交流する活動への参加）、③社会的サポート（他者からの支援）、④社会的サポート（他者への手助け）の状況から社会的孤立の状態を把握。

孤立の状況

- ①社会的交流について、同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない人の割合が11.2%であった（図6）

【図6】家族や友人と直接会って話す頻度（同居人を除く）



（参考）英国の状況（孤立）

英国政府の統計調査（Community Life Survey 2020/21）では66%の人が週1回以上、同居していない家族や友人たちと直接会って話すことがあるという結果が公表されているが、友人がいない人、無回答を除いているため、参考比較は行わない。

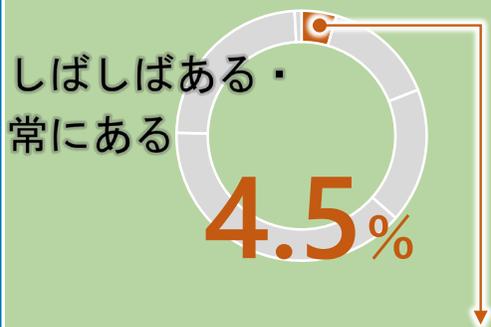
- ②社会参加について、特に参加していない人の割合が53.2%となっている。なお、参加している人については「スポーツ・趣味・娯楽・教養・自己啓発などの活動（部活動等を含む）」への参加を選択する割合が最も高く、29.6%であった。
- ③社会的サポート（他者からの支援）について、支援を受けていない人の割合が89.2%であった。なお、全体では、支援を受けている人の割合が4.4%であるが、80歳以上では男性で8.4%、女性で12.2%とその割合が高くなっている。
- ④社会的サポート（他者への手助け）について、「手助けをしたいと思わない・手助けを必要とする人がいるか分からない」という人の割合が4.3%、「手助けを求める人がいない」が24.8%、「自分にはできない」が10.5%であった。

今後の取組

- 調査結果を踏まえ、令和3年12月に策定した「孤独・孤立対策の重点計画」の評価・検証、見直しを検討するとともに、令和4年度においても、引き続き、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施するなど、継続的に孤独・孤立の実態把握に努める。

(参考) 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の主な属性

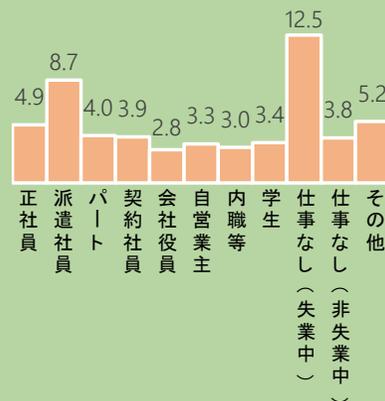
あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。



しばしばある・常にある	4.5%
時々ある	14.5%
たまにある	17.4%
ほとんどない	38.9%
決してない	23.7%
無回答	0.9%

※各グラフの単位は「%」

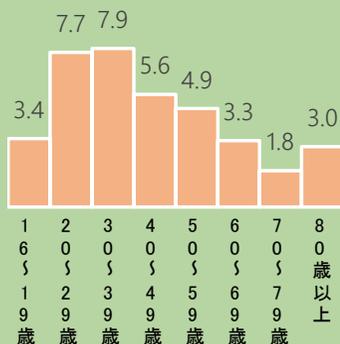
仕事



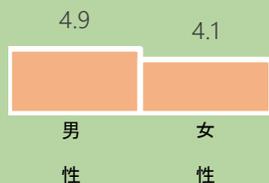
世帯年収



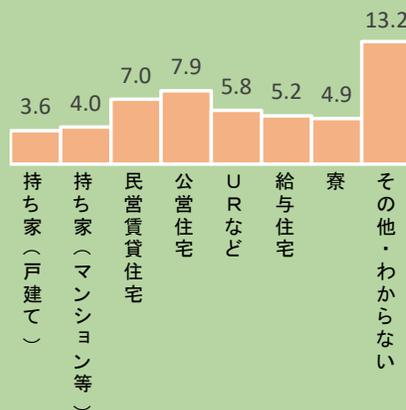
年齢



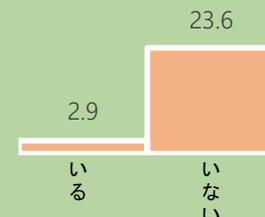
性別



住居



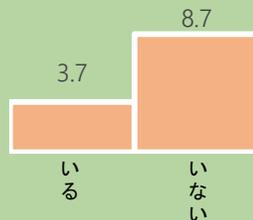
相談相手の有無



婚姻状況



同居人



心身の健康状態



孤独・孤立対策の重点計画について

- 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、令和3年12月28日、「孤独・孤立対策の重点計画」を策定（孤独・孤立対策推進会議で決定）
- 重点計画には、孤独・孤立対策の基本理念、基本方針、具体的施策等に加え、「毎年度を基本としつつ必要に応じて、本重点計画全般の見直しの検討を行う」と記載
- 令和4年12月26日、重点計画の一部を改定（孤独・孤立対策推進会議で決定）
 - ・ 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果（令和4年4月公表）等を踏まえ、「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」で審議（令和4年10月18日、10月25日、11月10日、12月6日）
 - ・ 有識者会議では、地方自治体（愛媛県、宇和島市、京都市）からヒアリングを実施
 - ・ 有識者会議では、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」分科会1の検討成果、分科会2の中間整理を活用

孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議 構成員

石田 光規	早稲田大学文学学術院文化構想学部教授
◎ 菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
窪田 由紀	九州産業大学学術研究推進機構科研費特任研究員
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
近藤 尚己	京都大学大学院医学研究科社会疫学分野教授
原田 正樹	日本福祉大学社会福祉学部教授
宮本 太郎	中央大学法学部教授
森山 花鈴	南山大学社会倫理研究所准教授
山野 則子	大阪公立大学現代システム科学研究科教授
横山 美江	大阪公立大学大学院看護学研究科ヘルスプロモーションケア科学領域教授

（◎：座長）

孤独・孤立対策の基本理念等を追加

- ✓ 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される
新型コロナウイルス感染拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施
- ✓ 人と人との「つながり」を実感できることは、孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、社会関係資本の充実にも資するという考え方の下で、施策を推進
※ 国連の「世界幸福度報告」によると、近年、我が国は「社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）」など社会関係資本に関連する指標がG7の中で下位グループに位置している
- ✓ 日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す

孤独・孤立対策の更なる推進・強化

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ✓ 孤独・孤立の実態把握を推進【孤独・孤立の実態把握、こども・若者の行動・意識に関する実態把握、在外邦人の実態把握等】
- ✓ 令和3年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点からの施策を推進
- ✓ 孤独・孤立への理解や機運醸成のため、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備等を推進
孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会の検討成果に沿って具体的な取組を進める【声を上げやすい・声をかけやすい環境整備等】

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ✓ 一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む【統一的な相談支援体制の推進】

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ✓ 日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進【地域における孤独・孤立対策のモデル構築、こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討、スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備充実等】

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ✓ 地方における連携プラットフォームの形成に向けた環境整備（「水平型連携」を目指す）【地域における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進】
- ✓ 官・民の連携基盤の形成に当たって、官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る
民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画を推進【孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営】

■ 令和3年実態調査結果

- ・ 孤独感が「しばしばある・常にある」の回答等の割合は、**20歳代～30歳代**で高い。
- ・ 孤立については、社会的交流について「同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない」人の割合が11.2%。
社会参加について「特に参加していない」人の割合が53.2%。

■ 令和3年実態調査結果の分析（主な内容）

(現在の孤独感に至る前に経験した出来事)

- ・ 人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）、生活困窮・貧困、心身の重大なトラブル（病気・怪我等）
- ・ 一人暮らし、転校・転職・離職・退職、失業・休職・退学・休学（中退・不登校を含む）、家族間の重大なトラブル（家庭内別居・DV・虐待を含む）、金銭による重大なトラブル

(支援を受けない理由)

- ・ 孤独で支援を求めている一定数の人は、支援の受け方が分からない、受けたいけれど我慢する、手続きが面倒という理由で支援を受けていない。

(相談相手)

- ・ **男性**に孤立の傾向。（男性が12.1%、女性が5.0%、相談する相手がいない。）
- ・ **中年層**に孤立の傾向。（30歳代から50歳代で相談相手のいない人が多い。）
- ・ **世帯収入100万円未満、100～199万円の人**や、**仕事をしていない（求職中）の人、派遣社員、契約社員・嘱託の人**に、孤立の傾向。
- ・ 相談相手に「友人・知人」を挙げる人は、若年時が多く、中年にさしかかるとつれて緩やかに減少。女性よりも男性の方が友人・知人のネットワークは薄い。「自治会・町内会・近所の人」を60歳代以降が挙げるが、80歳代でも12～13%で、地域とのつながりはあまり活用されていない。
- ・ 相談相手がいない人の孤独感が高い。相談先を一つでも持てば孤独感はかなり改善される。

■ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果（令和4年10月7日）抄

(制度を知らない層)

- ・ 当事者や家族に必要な情報が届くようにする必要があり、制度や情報に触れる機会を増やす必要がある。
- ・ 「プッシュ型」「アウトリーチ型」で支援情報を届け、予防的な関わりを強化する（例：転入・転出、母子健康手帳の交付時等のアプローチで情報提供等）。

(制度は知っているが相談できない層)

- ・ 支援を受ける手続き等をわかりやすくすることで、相談へのハードルを下げる。遠慮や我慢をなくすこと等で、相談できる社会環境をつくる。
- ・ 制度申請の簡易化やオンライン化等により、手続きの負担感を減らす。制度の活用は権利であることの認識を周知する。行政と民間団体が連携を進める。

(相談者（相談を受ける人）になりうる層)

- ・ 社会的理解や関心を高めたり、関われるタイミングやきっかけをつくることや、相談者になることをためらう人の弊害をなくす。
- ・ 身近な実践者の事例を紹介する。「認知症サポーター養成事業」のような仕組みを設ける。既存の取組を推進し、ゲートキーパーの更なる養成・支援の充実。

■ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会2の中間整理（令和4年11月9日）抄

- ・ 孤独・孤立対策においては、「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることがセーフティネットの構築であると捉えるべき。
セーフティネットが機能する場面については、孤独・孤立対策において、「緊急時対応」のみならず「日常生活環境における対応」が予防や早期対応の観点からも重要。
この部分に広く網をかけた取組を進めていくことは、「緊急時対応」を中心とした他分野・他施策の基盤の強化にもつながる。
- ・ 孤独・孤立対策においては、「日常生活環境における対応」として、当事者を含め広く多様な主体が関われるようにし、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要。

孤独・孤立対策の現状、政府の取組

- 職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
- 新型コロナ感染拡大後、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化
- 単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念
→ 新型コロナ感染拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- 孤独・孤立は、
 - ・ 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの
 - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの
 - ・ 当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題
 - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態
「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 孤独・孤立の一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、多様なアプローチや手法により対応
- 当事者等が「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が重要。
「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む
令和3年実態調査結果を踏まえた「予防」の観点の施策を推進

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様。当事者のニーズ等も多様
- まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
その時々での当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進
孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進

(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながる形で人と人との「つながり」を実感できることが重要。このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、ウェルビーイングの向上や社会関係資本の充実に資するとの考え方で施策を推進
日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す
- 地域によって社会資源の違いがある中で、実態調査結果を活用して、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実
- 行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かして、分野横断的な対応が可能となる対策推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との連携・協働により施策を展開

孤独・孤立対策の重点計画 概要②

孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

① 孤独・孤立の実態把握

- ・ 孤独・孤立の実態把握、データや国際比較、学術研究の蓄積等を推進
- ・ 令和3年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点から施策を推進

② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・ 継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

- ・ 「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や豊かな人間関係づくり、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備を推進
- ・ 官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果に沿って具体的取組を進める

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

- ・ 包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進
- ・ 一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む

② 人材育成等の支援

- ・ 孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上、相談支援に当たる人材への支援を推進

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

① 居場所の確保

- ・ 日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進

② アウトリーチ型支援体制の構築

- ・ 当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進

③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・ いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信

④ 地域における包括的支援体制の推進

- ・ 地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
- ・ 小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり、地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

② NPO等との対話の推進

③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成

- ・ 全国的なプラットフォームの活動を促進
- ・ 地方のプラットフォームの形成に向けた環境整備(「水平型連携」を目指す)
- ・ 官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る
- ・ 民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策の取組を行う形で連携に参画を推進

④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめ、関係府省は、各施策の目標達成に向けて着実に取組を進める
- 政府の孤独・孤立対策は、本計画の基本理念・基本方針に基づき、関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的取組を総合的に実施
- 関係府省において、各々の所管施策に**孤独・孤立対策の視点を組み入れ**、事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく
- 特に、**孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援**については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、**各年度継続的に支援**を行っていく
- 実態調査結果を踏まえ、また、データ分析を推進し、データや国際比較、学術研究も利活用して、**毎年度**、本計画の各施策の実施状況を**評価・検証**し、評価・検証の指標を検討。**毎年度を基本として必要に応じて計画全般の見直しを検討**。これらは「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等